

産業観光企業委員会

No.	項目	概要	頁
I	全国初 スタートアップビザ制度による外国人創業活動の促進 (福岡県福岡市) 人口：1,576,040人 事業開始：平成27年度	福岡市が平成27年12月に開始したスタートアップビザ制度（外国人創業活動促進事業）は、通常の創業要件が整っていなくても、事業を進めながら在留して手続きを進めることができる。平成30年に全国制度となった同制度に対し、引き続き独自の支援を行うことで、外国人の起業を積極的に応援し、地域経済の活性化に取り組んでいる。	57
II	後継者不足農園の園地継承円滑化システム (青森県弘前市) 人口：165,159人 事業開始：令和4年度	日本一のリンゴ生産量を誇る弘前市は、担い手不足や高齢化が年々深刻化していたため、離農を検討している果樹農家と園地の継承希望者を引き合わせるシステムを令和4年11月から運用している。園地の引き受け手は早期の収益確保が見込め、出し手は奨励金がもらえることから双方に利点があり、マッチング成立件数は1年間で約70件となっている。	62
III	持続可能な観光振興のための宿泊税の導入 (石川県金沢市) 人口：448,037人 事業開始：令和元年度	金沢市では、歴史、伝統など固有の魅力を高めるとともに、市民生活と調和した持続可能な観光振興施策に要する費用に充てるため、平成30年6月に金沢市宿泊税条例を制定し、31年4月から、宿泊税を導入している。税率は1人1泊につき、宿泊料金が2万円未満は200円、2万円以上は500円であるが、宿泊者アンケートでは、宿泊税導入による宿泊地選定の影響はほぼないとの結果を得ている。	67
IV	官民連携によるマイクロ水力発電の導入 (大阪府東大阪市) 人口：481,578人 事業開始：令和3年度	東大阪市は、令和3年4月から配水池へ流入する際の落差を利用して発電するマイクロ水力発電所を官民連携により運用開始した。発電設備の設置と維持管理費用は全て民間事業者が負担し、土地利用料と売電収入の一部が収入となる。また、再生可能エネルギー導入で二酸化炭素の排出量を削減することにより環境負荷の軽減も図っている。	73

I スタートアップビザ制度による外国人創業活動の促進（福岡県福岡市）

1 取り組みに至った背景

外国人による日本での創業は、新たな産業の創出や雇用確保といった社会効果をもたらす可能性がある。創業を目指す外国人にとっては、在留資格の取得を含む法的なハードルは存在するが、国家戦略特区の活用による規制緩和によって、外国人による創業促進を目指す動きが見られる。

福岡市では「新たな挑戦を応援するスタートアップ都市づくり」を目標に掲げ、創業や社会実験、ソーシャルビジネス、新たなプロジェクトなど、さまざまな分野でスタートアップにチャレンジする人材や企業を国内外から福岡に呼び込み、インキュベート（設立して間もない企業や起業家を支援・育成すること）事業や創業者の成長段階に応じた支援など、それぞれのニーズに対応したきめ細かなサポートにより、福岡市で活躍できる環境を整えることで、創業しやすく、新たなチャレンジを応援する都市の実現を目指している。その一環として、外国人の創業を促進するため、国家戦略特区及び経済産業省認定における、「経営・管理」の在留資格申請時の要件の規制緩和策を活用した取り組みを進めている。

2 事業の概要

福岡市は、平成27年12月9日から外国人の創業活動を促進するため、在留資格（経営・管理）の取得要件を満たす見込みのある外国人の創業活動を特例的に6カ月間認める「スタートアップビザ（外国人創業活動促進事業）」の申請受付を開始している。

スタートアップビザは、外国人の創業を促進するために、国家戦略特別区域に指定されている福岡市で特例的に認められた制度であり、日本で創業を志す外国人に必要とされる「経営・管理」の在留資格の認定要件が、国家戦略特別区域である福岡市で創業活動を行う場合に緩和されるものである。

通常、創業を志す外国人が「経営・管理」の在留資格の認定を受けるためには、入国管理局への申請時に、事務所の開設に加え、常勤職員を2人以上雇用するか、資本金の額又は出資の総額が500万円以上となっているなどの要件を満たす必要があるが、スタートアップビザでは、その要件を満たしていなくても、創業活動計画書等を福岡市に提出し、要件を満たす見込みがあるなど、市から確認を受け、その確認をもとに入国管理局が審査をすることで、6カ月間の「経営・管理」の在留資格が認められる。

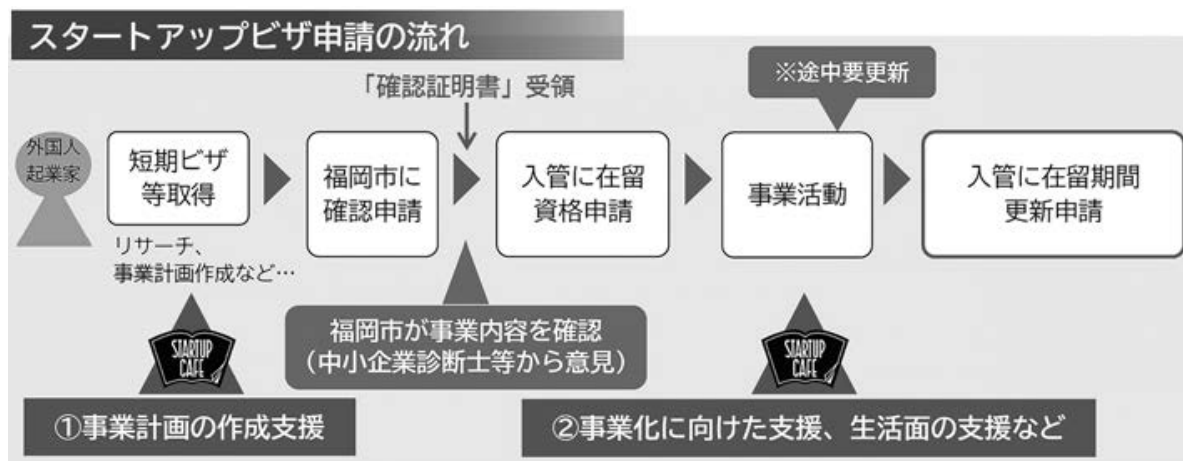
創業する外国人は事業を進めながら、手続きを進めることが可能となるため、外国人が6カ月後

福岡市におけるスタートアップビザの経緯

H26.6	区域会議にて福岡市が規制改革提案
H27.10	規制改革が実現、福岡市で活用可能に！
H27.12	運用開始
H28.1	創業活動確認証明書を全国で初交付
H30.12	全国制度創設 福岡市の取組みが 全国へ展開！！
H31.1	運用開始
H31.3	起業準備活動確認証明書を全国で初交付
R2.3	福岡市の提案で在留資格「留学」から「スタートアップビザ」への切り替えが可能に
R2.6	コワーキングスペースも事業所として認定可能に

に要件を満たして「経営・管理」の在留資格を更新できるように、スタートアップカフェで無料相談に応じたり、創業前後の各種サポートをしたりするなど独自の支援を行っている。

加えて、経済産業省と法務省において全国制度として開始された新しいスタートアップビザ制度（外国人起業活動促進事業）について、平成31年1月28日に全国で初めて起業促進実施団体の認定を受けている。同制度により、起業準備活動が最長12カ月間（6カ月目で要更新）認められるほか、在留資格更新時の事業所要要件をコワーキングスペースにも拡充したほか、スタートアップビザを活用することで留学生在が帰国せずに学生起業が可能になるなどバージョンアップを続けている。



(1) 対象者

福岡市内で創業を志す外国人

(2) 対象事業

市の産業の国際競争力の強化や雇用の拡大を図ることが期待でき、以下の産業にあてはまる事業

- ・ 知識創造型産業（フィンテック、半導体関連、ソフトウェア開発、コンテンツ制作、ロボット関連等）
- ・ 健康・医療・福祉関連産業（創薬ベンチャー、医療技術開発、再生医療、福祉用機器開発等）
- ・ 環境・エネルギー関連産業（グリーンテック、クリーンエネルギー開発、次世代蓄電技術、地球情報システム等）
- ・ 物流関連業（グローバルSCMサービス、3PLサービス、国際宅配、ドローン物流開発等）
- ・ 貿易関連業（市内産品の海外販路開拓に資する事業、博多港・福岡空港の機能を活用する事業等）

※貿易関連業については、新規性がある事業や市内事業者の成長に大きく寄与する事業である必要がある。

(3) 提出書類

創業活動確認を申請する外国人は以下の全ての書類を作成・準備して提出すること（言語は日本語で記入）

- ・ 創業活動確認申請書
- ・ 創業活動確認計画書
- ・ 履歴書
- ・ パスポートの写し（写真・氏名・署名記載面）
- ・ 上陸後6カ月の住居を明らかにする書類（賃貸借契約書の写しや賃貸借申込書の写し、賃貸借契約見積書の写しなど）
- ・ 通帳の写しなど現金預金残高が分かる書類
- ・ その他、事業内容や経歴を示す書類

○ 創業活動計画の確認点

【事業内容】 どのような事業を行うか

【事業実施地域】 どこで事業を行うか

【開設場所】 どこに事業所を開設するか

【事業開始までの具体的計画】 どのような準備、活動を経て事業を始めるか

【創業活動資金】 事業を始めるまで（創業活動）にどの程度の資金を要するか。その資金をどうやって調達するか

【法人役員】（会社を設立する場合は）誰が法人の役員となり、どのような役割を担うか

【事業規模】 どの程度の規模の事業を行うか

【居住地、生活資金】 事業を始めるまで（創業活動）の期間の住居は確保されているか。生活するための資金は足りているか

提出書類等から蓋然性が十分であると認められない場合は、「創業活動確認」を行うことはできない。

(4) 申請受付

場所：グローバルスタートアップセンター（福岡市スタートアップカフェ内）

住所：福岡市中央区大名2丁目6番11号

(5) 創業活動確認証明書の交付

創業活動確認後、市から創業活動確認証明書の交付を受け、福岡出入国在留管理局に「経営・管理」ビザの認定申請を行う。

(6) 創業活動の進捗状況の確認

本制度を活用して「経営・管理」ビザを認定した者の創業活動の進捗状況について、創業活動計画書に基づき、進捗状況の確認を福岡市の職員等が行う。進捗状況の確認は、6カ月の在留期間中、3回行うことになっており、最低1回は事業所あるいは住居を訪問し

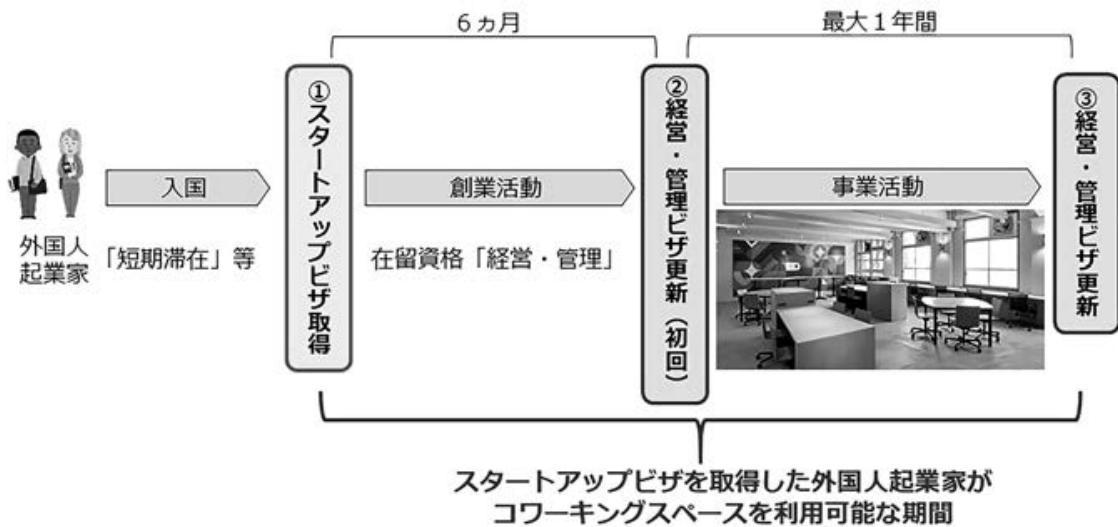
て行う。確認の際に、事業所の賃貸や従業員の雇用に関する契約状況、預金通帳等の提示等を求めることがある。また、進捗状況が良好でない場合、帰国を促すような指導をすることもある。

(7) 在留期間更新のための支援

6カ月後に、通常の「経営・管理」ビザの要件を満たして在留期間の更新ができるように、福岡市ではスタートアップカフェを中心に創業活動の支援を行っている。スタートアップカフェでは、コンシェルジュがビジネスプランなどに関する情報提供や相談対応を行い、また、毎週木曜日には、弁護士や税理士等が、創業手続き等に関する相談に応じている。さらに、ビジネスに役立つセミナーやビジネスマッチング、人材交流のイベントなども開催していて、誰でも無料で利用できるようになっている。

(8) 在留期間更新時の要件緩和について

従来は、「経営・管理」ビザ更新の要件として「個室」のオフィスを借りる必要があったが、令和2年6月に「個室」要件が緩和され、最初の「経営・管理」ビザ更新許可から次の更新期限までは、コワーキングスペース（構造上及び利用上の独立性を有していない、共同利用型の区画）でも可能となった。



3 事業開始後の状況、成果

平成27年の制度開始以降、令和5年3月末時点での申請件数は119件、交付件数は102件、そのうち71人が起業している。

	創業活動確認証明書の申請人数	外国人の創業支援事業の決算額
令和2年度	11人	9,384千円
3年度	9人	3,044千円
4年度	14人	8,745千円

4 今後の予定

引き続き、同制度の周知を図るとともに、国の支援も活用しながら、市における外国人の創業をさらに促進していくことにしている。また、本事業のほか、外国人IT（情報技術）エンジニアの在留資格審査を一部引き受ける「エンジニアビザ」制度を令和5年11月から開始しており、市が事前に受け入れ企業の経営状況などを認定することで、3カ月以上かかることもあった在留資格の審査期間を1カ月程度に短縮している。それら各種取り組みを複合的に進めることで、スタートアップの成長を促すほか、外資系企業のさらなる誘致を進める予定である。

市は、アジア諸国との距離的な近さを生かしながら、これまで10年間にわたって外国人創業活動に対する振興支援を進めることにより、スタートアップの実績を上げてきたが、今後は、スタートアップ以降の事業に対しても必要な支援を行いながら、事業の継続、発展に取り組んでいく必要がある。

【参考資料等】

福岡市提供資料

福岡市ホームページ

Ⅱ 後継者不足農園の園地継承円滑化システム（青森県弘前市）

1 園地継承円滑化システムの構築に至った経緯

弘前市の果樹農業においては、担い手の減少や高齢化等が深刻化し、後継者不在農家が約7割を占める中で、離農や規模縮小のタイミングで受け手が見つからず、経済寿命が残る樹体を伐採せざるを得ない事案が発生していた。（次期作開始直前の2～3月に相談に来る農業者が多かった。）

樹体と農地を一体的に継承することができれば、初期から安定した所得を確保することができるといった利点が生じるが、既存の農地流動化情報では、園地の詳細情報が不足していることから、担い手が引き受けるための判断が困難な状況であった。

そのため、後継者不在農家等の詳細な園地情報をリスト化し、円滑に継承できる仕組みを構築することにした。

2 後継者不在農家等の園地継承に係る取り組み

(1) 園地継承円滑化システムの構築

後継者不在園地等の円滑な継承のために、品種構成、接道や水源の状況等、詳細な園地情報を集約したシステムを構築し、検索しやすい形で公開した。

市HPで作成できる範囲内で構築したため、システム構築費用0円で実現

※国や県の補助金等は活用していない。

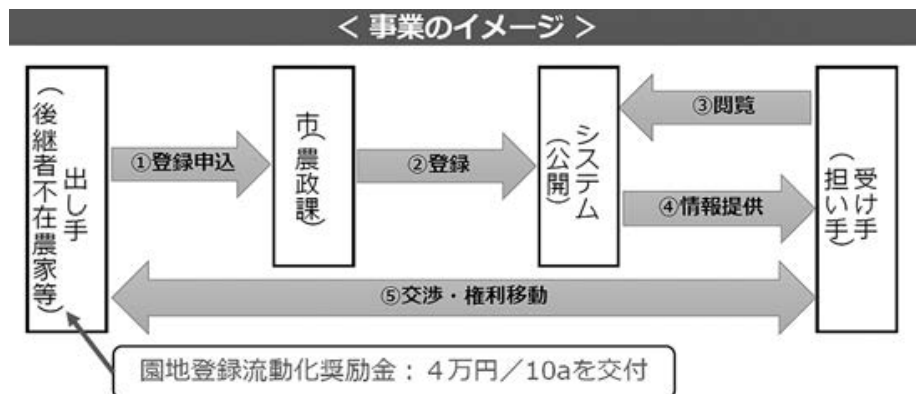
(2) 園地登録流動化奨励金の交付

同システムに登録された樹園地が一定の要件（※）を満たして流動化された場合に、園地の出し手に対して4万円／10アールの奨励金を交付

※園地継承円滑化システムに登録された樹園地を受け手が10アール以上取得又は借り受けし、かつ50アール以上（自作地も含む）樹園地の集約を行うこと。ただし、貸借の場合は、農地中間管理事業を活用の上、10年以上の貸借期間で借り受けた場合に限る。

令和4年度実績 交付件数 9件

交付額 2,736,000円



3 園地継承円滑化システムの概要

(1) 登録できる農地

おおむね5年以内に第三者への継承を希望し、現在耕作されている弘前市内の樹園地（りんご，もも，ぶどうなど果樹全般）

(2) 公開方法

市ホームページに掲載するほか、市農政課及び岩木・相馬支所の窓口でも閲覧することが可能

(3) 公開開始時期

令和4年11月25日から公開（登録件数40件でスタート）

(4) 公開項目

① 農地流動化情報

所在地，地目，面積，作付品目，希望価格・賃借料，登録年月日

② 園地継承円滑化システム

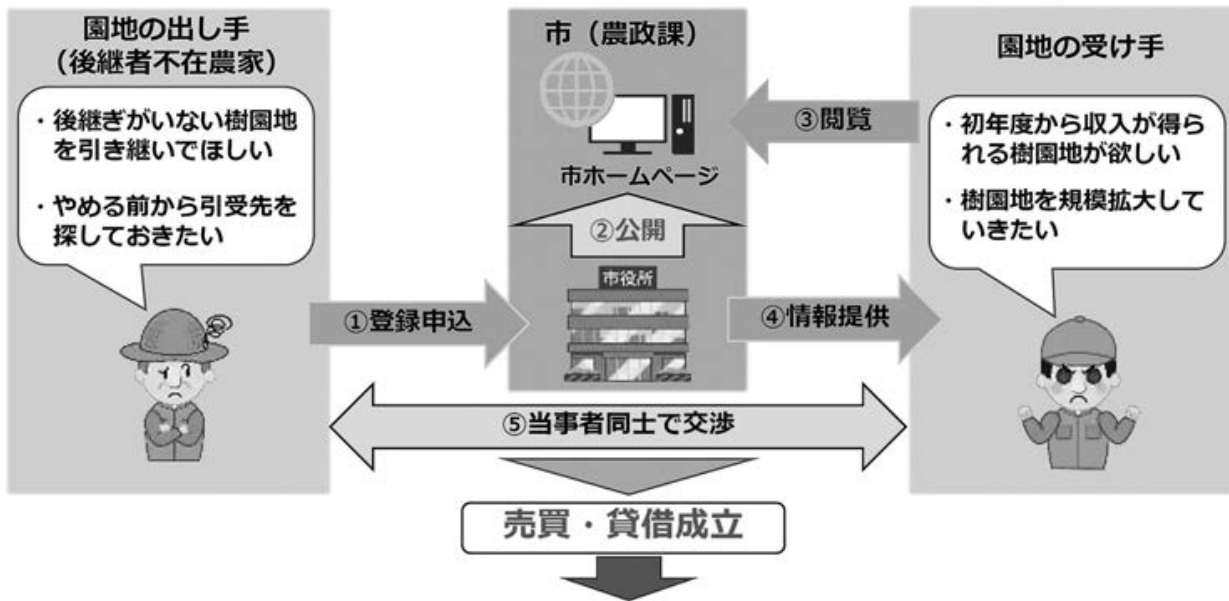
①に加え，継承の希望時期，品種構成，台木の種類，樹齢，単収，水源の状況，傾斜の状況，接道の幅員，トイレの有無

4 園地継承円滑化システムと現行の農地流動化情報との主な違い

	<現行>農地流動化情報	園地継承円滑化システム
農地の種類	農地全般	樹園地のみ (りんご，もも，ぶどうなど果樹全般)
農地情報の項目	所在地，地目，面積，作付品目，希望価格・賃借料，登録年月日	左記に加え， 継承の希望時期，品種構成， 台木の種類（丸葉，わい化）， 樹齢，単収，水源の状況， 傾斜の状況，接道の幅員， トイレの有無
流動化意向時期	今すぐ流動化したい農地が中心	将来的な意向も含め，流動化したい樹園地全般
登録までの過程	申し込み後，利用調整を行っても受け手が見つからなかった場合に登録	申し込み後，速やかに登録

(注) 機能が異なることから併用して運用

5 園地継承円滑化システムの運用



(1) 公表イメージ

園地継承円滑化システムでの公表イメージ

整理番号	地区	園地所在地	面積 (㎡)	売買希望	作付品目	継承希望時期	位置
〇〇	船沢	宮館字比内沢 〇〇	3,000	売買	りんご	2年以内	地図
□□	高杉	高杉字山下 〇〇	6,000	売買・貸借	りんご	今すぐにも	地図
△△	裾野	橋木字牧野 〇〇	1,000	貸借	もも	令和〇年産収穫後	地図

▷整理番号〇〇

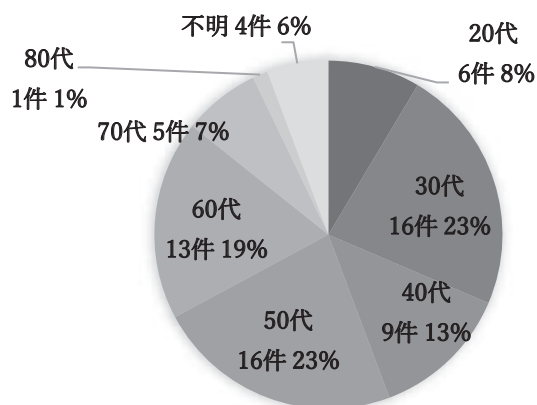
園地所在地	宮館字比内沢〇〇				単収 (10a当たり)	2,500kg
面積 (㎡)	3,000				接道の幅員	4 m
作付品目	りんご				水源	ため池
継承希望時期	2年以内				土地の傾斜	平地 (傾斜度: 概ね8度未満)
売買・貸借	売買				トイレの設置	なし
希望価格・賃借料	100万円				地図及び現地写真	地図 (写真はR4.10.31に撮影)
品種構成	ふじ	ふじ	王林	ジョナゴールド	登録年月日	R4.11.25
台木の種類	丸葉	わい化	丸葉	丸葉	備考	園地内に小屋あり
樹齢	30年	10年	30年	20年		
面積割合	40%	30%	20%	10%		

(2) システム構築のスケジュール

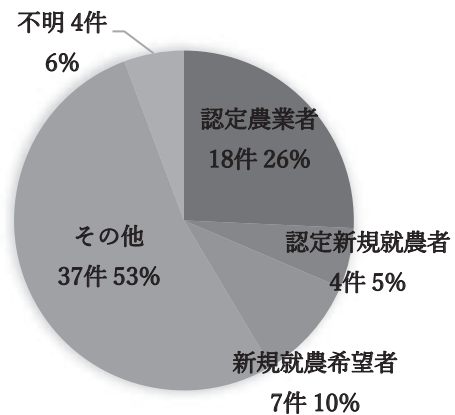
業務内容	業務時期	備考
① システムの構想検討	R3.4~R4.5	課題の洗い出し、情報収集、記載項目や後継者不在農家等からの情報提供方法の検討等。
② 農業委員・農地利用最適化推進委員への説明	R4.5下旬	農業委員会総会や各地区の研修会において、システムや調査票訪問回収について説明。
③ 調査票送付、回収（郵送、窓口）	R4.6月上旬~7月上旬	R元年度からR3年度かけて実施した営農意向調査において、5年以内に「離農」または「規模縮小」すると回答した359名の後継者不在農家を対象として調査票を送付。（173件回収）
④ 調査票訪問回収（農業委員・農地利用最適化推進委員）	R4.7中旬~8	③により回収できなかった調査票を農業委員等が訪問して調査票を回収。（106件回収）
⑤ 情報掲載用HPの作成	R4.10~11	
⑥ 園地継承円滑化システム公開	R4.11.25	HP公開、窓口紙媒体資料を設置。（登録件数40件からスタート）
⑦ 受け手に対する対応（出し手の連絡先提供等）	R4.11~（随時）	
⑧ 園地登録受付	R4.11~（随時）	
⑨ システムの周知	随時	市HPやSNS、メールマガジン、農業委員会の広報誌により農業者に周知。また、市内3農協に計11,800部のチラシを配布し、各農協の広報誌への折り込みや支店への配置を依頼。

(3) マッチング成立の状況

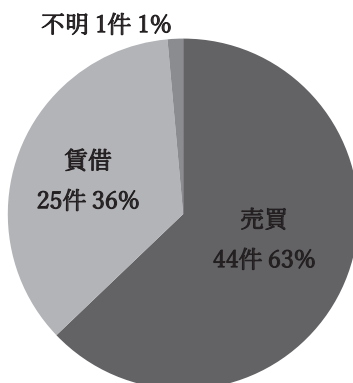
※令和5年12月6日時点（70件）



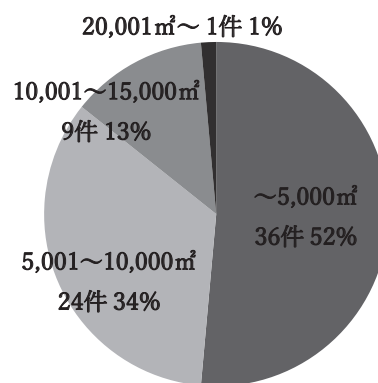
受け手の年齢構成



受け手の属性構成



権利移動の方法



園地面積

(4) 実績や課題・対策

	稼働当初時点 (令和4年11月25日時点)	令和5年3月31日時点	令和5年12月6日時点
登録件数累計	40件	94件	131件
現登録件数		42件	42件
マッチング成立件数累計		45件	70件
マッチング成立面積累計		251,753㎡	392,125㎡
取下件数累計		8件	21件

※登録件数累計と現登録件数、マッチング成立件数累計及び取下件数累計について、1件の登録に対して複数の受け手が存在する場合があるため、合計値は一致しない。



現 状	・登録件数累計の約半数がマッチング成立した一方、冬季間に受け手が 見つからず伐採したことによる取下げ事例が散見
課 題	・登録した樹園地の迅速なマッチング ・受け手が見つからない樹園地の管理方法
対 策	・農業委員会と連携を図り受け手を探す ・受け手に本システムの周知を積極的に行い、円滑な園地継承を促す

6 今後の展望

現状においてもある程度の実績が示されているものの、第三者に樹園地継承をしたい人、継承を検討している人はまだ大勢いると思われるため、出し手、受け手へのさらなる周知によって、園地継承円滑化システムの活用を促すとともに、地域計画（これまでの「人・農地プラン」に代わって、令和6年度までに「目指すべき将来の農地利用の姿を明確にするため、地域農業の将来方針や一筆ごとの10年後の農地利用の姿を描いた地図」を定めるもの）の策定に伴う意向調査により、将来的に規模縮小や離農する農業者への働きかけを行い、持続可能な産地づくりを目指していく。

【参考資料等】

弘前市提供資料

弘前市ホームページ

Ⅲ 持続可能な観光振興のための宿泊税の導入（石川県金沢市）

1 金沢市の状況と導入の経緯

金沢市は、本州のほぼ中心に位置しており、平成8年（1996年）に中核市に移行、27年（2015年）3月に北陸新幹線が開業し、その効果もあり宿泊施設等は増加している。



(1) 導入の経緯

平成28年11月	<ul style="list-style-type: none"> 金沢経済同友会と市長の意見交換会 ⇒ 宿泊税導入の提案に対し市長が検討を表明
12月	<ul style="list-style-type: none"> 市議会12月定例会議会 ⇒ 宿泊税に関する一般質問に対し市長が検討する旨を答弁
平成29年5月	<ul style="list-style-type: none"> 北陸新幹線開業による影響検証会議を設置 宿泊税検討プロジェクト（庁内プロジェクト）を設置
8月	<ul style="list-style-type: none"> 宿泊客受入環境に関する調査を実施（220施設中143施設から回答）
11月	<ul style="list-style-type: none"> 影響検証会議から市長へ報告 ⇒ 「全ての宿泊施設を対象とする京都市の制度を基本に早急に検討する必要がある」 宿泊事業者団体への説明を実施（～ H30.1）

平成30年 1月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊税に関する考え方についてパブリックコメントを実施（～2月） ・ 宿泊事業者団体からの要望を聴取 ・ 全ての宿泊事業者を対象に説明会を実施（3回）
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金沢市宿泊税条例（案）を市議会へ内示
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市議会3月定例会で金沢市宿泊税条例（案）を上程 ⇒ 賛成多数により可決 ・ 総務大臣へ協議
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務大臣の同意 ・ 金沢市宿泊税条例及び関係規則を公布
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金沢市宿泊税事務処理要領を策定
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊税特別徴収事務の手引を策定
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての宿泊事業者を対象に事務説明会を実施（3回） ・ 宿泊税特別徴収義務者の登録申請等の受付を開始 ・ 宿泊税に関する広報を開始
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊税を活用した取り組み（案）についてパブリックコメントを実施（～12月）
平成31年 2月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当初予算資料で「市民生活と調和した持続可能な観光の振興（宿泊税の活用）」を公表
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金沢市宿泊税特別徴収事務交付金交付要綱を公布
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 課税開始

2 宿泊税制度の概要

(1) 目的

金沢の歴史、伝統、文化など固有の魅力を高めるとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、法定外目的税として宿泊税を導入

(2) 納税義務者

次の施設への宿泊者

- ・ 旅館業法の許可を受けた旅館、ホテル又は簡易宿所
- ・ 住宅宿泊事業の届け出をして住宅宿泊事業を行う住宅

(3) 徴収方法

宿泊事業者が宿泊料金と合わせて徴収し、市へ納入

(4) 税率

税の公平性、特別徴収義務者の負担軽減という観点から、できるだけ簡素な制度とする。

▶税率

宿泊料金（1人1泊あたり）	税率	定額 2段階 免税点なし
20,000円未満	200円	
20,000円以上	500円	

※宿泊料金は飲食、遊興等に係る金額、消費税等租税に相当する金額等を含まない素泊まり料金

▶課税免除

修学旅行等の **課税免除を行わず**、別途支援措置を講じる

※課税免除については、宿泊税施行後5年目にあたる令和5年度に設置された金沢市宿泊税条例施行後の状況に関する調査検討会議において、税制や用途等について協議している。

(5) 特別徴収事務交付金

特別徴収義務者の事務負担に鑑み、制度の円滑な運営を図るため、毎年度6月と12月に交付金を交付する。

期限までに申告納入された納入金の額の2.5%（※）

（※）導入から5年間（令和6年3月申告分まで）は

- ・納入金の額の3.0%
- ・期限内申告納入一月あたり1,000円の加算

【交付実績】

令和元年度分	25,280千円
2年度分	14,490千円
3年度分	17,663千円

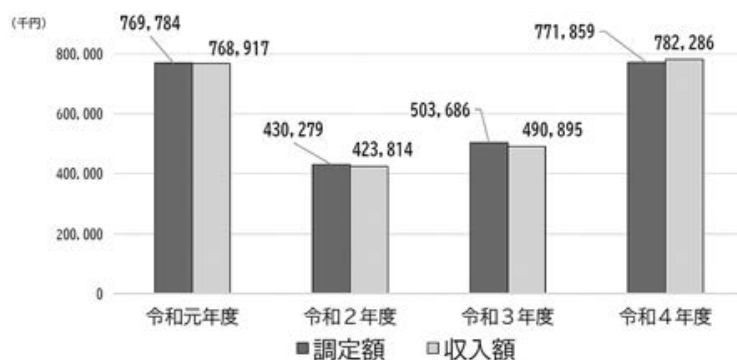
3 課税の状況

▶調定額等の推移

（単位：千円）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
調定額（※）	769,784	430,279	503,686	771,859
収入額（※）	768,917	423,814	490,895	782,286

〔（※）調定額は現年分。収入額は滞納繰越分含む。〕



令和2年度はコロナ禍の影響で導入した令和元年度の約6割にとどまった。

4 宿泊数・登録施設数

(1) 宿泊数（過年度申告含む）

税率	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
200円	3,731,555泊	98.8%	2,058,775泊	98.2%	2,440,077泊	98.7%	3,726,526泊	98.6%
500円	46,945泊	1.2%	37,047泊	1.8%	31,341泊	1.3%	53,108泊	1.4%
計	3,778,500泊		2,095,822泊		2,471,418泊		3,779,634泊	

(2) 登録施設数（各年度末時点）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
施設数	360	442	448	462

5 税収の使途

次の3つを柱とした事業に活用

- ・まちの個性に磨きをかける歴史・伝統・文化の振興を図る施策
- ・観光客の受入れ環境の充実を図る施策
- ・市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策

▶各年度の活用額

（単位：千円）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
(1) 歴史・伝統・文化の振興	331,856	130,413	119,642
(2) 観光客受入れ環境の充実	144,050	239,326	127,832
(3) 市民生活と調和した持続可能な観光の振興	146,062	116,815	215,157
徴税経費	42,255	41,954	28,264
計(※)	664,223	528,508	490,895

※ 令和2年度において宿泊税収入の減が見込まれたことから、令和元年度決算における剰余分を繰越金として、令和2年度の事業費に充当している

(1) まちの個性に磨きをかける歴史・伝統・文化の振興を図る施策

- ① 歴史的なまちなみや景観の保全、建築文化の発信（金澤町家の宿泊施設としての再生の支援など）
- ② 伝統芸能の支援（芸妓文化継承支援など）
- ③ 伝統文化・工芸の振興（宿泊施設の工芸品展示への支援など）
- ④ 文化・スポーツ施設の充実（文化施設における展示機能の充実など）
- ⑤ 食文化の継承・振興（全日本高校生WASHOKUグランプリの開催など）

(2) 観光客の受入れ環境の充実を図る施策

- ① インバウンド対策の強化（多言語観光サイトによる情報発信など）
- ② 宿泊施設等のおもてなし力の向上（おもてなし力を高める宿泊施設等の改修への支援）

など)

- ③ 夜の観光の充実（金沢らしい夜間景観の創出など）
- ④ 誘客の推進（コンベンション誘致推進事業費補助など）

(3) 市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策

- ① 持続可能な観光の振興計画及びSDGs ツーリズムの推進
- ② 住む人・訪れる人双方の交流促進（近江町市場「市民の台所」ふれあい推進事業など）
- ③ 交通混雑の緩和と安全な歩行環境の確保（都心軸交通円滑化対策強化費など）
- ④ 歩いて楽しめるまちなかの実現（広場等公共空間活用促進事業費など）
- ⑤ 公共シェアサイクルの利用促進
- ⑥ まちの美化・地域との共存（無許可・不適合広告物の掲出への調査・指導強化など）
- ⑦ 特定地域への観光客集中の緩和（金沢港周辺地域における活性化事業の実施など）
- ⑧ 安全・安心の確保（宿泊施設の従業員に対する救命講習会の開催など）

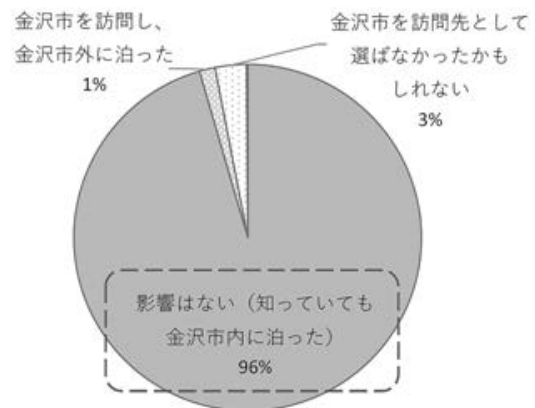
6 宿泊税導入後の状況に関する調査結果

宿泊税条例の施行後、制度が円滑に運用されているかを検証するための基礎資料として、宿泊事業者、宿泊者、市民を対象としたアンケート及び観光関係団体、有識者を対象としたヒアリングを実施した。

(1) 宿泊者へのアンケートの結果

宿泊税を事前に知っていた場合の訪問先や宿泊地への選択への影響

- ・「影響はない（知っていても金沢市内に泊まった）」が96%で大半を占める。



(2) 観光関係団体へのヒアリングの結果

- ・導入当初から宿泊税に関するクレームはなく、制度がスムーズに運用されていると感じている。
- ・宿泊税の使いみちについて、市民目線の分かりやすい見せ方で積極的に発信してほしい。
- ・特別徴収事務交付金について、交付いただけることはありがたい。宿泊事業者の負担を思えば、今後も継続してほしい。
- ・街全体に外国語表記の案内等が少ないため対応が必要と感じる。また、インバウンドが求める要素に関わる施策に使ってほしい。
- ・観光客増加による地域住民への弊害をなくすために、オーバーツーリズムを防ぎ、付加価値の高い観光とする施策のために使ってほしい。
- ・宿泊事業者の協力がある成り立つ制度であるため、宿泊事業者にとって効果的なものとなるよう事業者の意見をよく聞き、還元できることに使ってほしい。

- ・ 税率は定額ではなく定率であれば、宿泊料金に対して割高というのもなくなると思う。

(3) 有識者へのヒアリングの結果

- ・ 宿泊税がどのように使われたかを明示し、情報提供することでもっと認知度は上がるのではないかと思う。
- ・ 外国人向けに様々な言語に対応できるものがあれば、宿泊事業者としては助かるため、是非対応すると良い。
- ・ 税収の使途である3つの方向性はどれも重要であるが、特に、歴史・伝統・文化の振興に対し重点的に使っていただくのが良い。金沢の個性を際立たせる分野での使いみちが特に重要であると考える。
- ・ 次回の見直しの際にも、広くアンケート調査を実施し意見集約した方が良い。
- ・ 浸透していくにはもう少し時間がかかるように思う。

7 今後の展望等

金沢市は平成31年4月に宿泊税を導入しているが、コロナ禍で減少していたインバウンドが再び増え始め、宿泊料金の上昇もあるなど観光業を取り巻く環境は様変わりしつつある。

制度開始から5年を迎えるにあたり、令和5年6月に有識者で構成される「金沢市宿泊税条例施行後の状況に関する調査検討会議」を設置し、制度の検証を行っているが、同会議の報告書案では税収の使途について、宿泊者が恩恵を感じられる施策に優先して活用することを求めていることに加え、1泊5千円未満の宿泊者を非課税とする税制の見直しを盛り込んでいる。また、6年1月の能登半島地震が市内の宿泊業界に及ぼす影響が見通せないとし、見直し時期については状況を見極めた上で適切に判断するよう市に求めるとしている。

金沢市をはじめとする導入自治体に、宿泊税の導入によって明らかな客数の減少は起きていないことから、他都市においても、宿泊税導入の動きが活発になっているが、宿泊税の税収が観光客と地域住民双方に有益に活用されるように検討を続けていくことが必要である。

【参考資料等】

金沢市提供資料

金沢市ホームページ

IV 官民連携によるマイクロ水力発電の導入（大阪府東大阪市）

1 導入の経緯

東大阪市は、地球温暖化問題の解決を喫緊の課題として捉え、その解決に向けた決意として2020年（令和2年）5月に「2050年ゼロカーボンシティ」を表明し、脱炭素の取り組みを進めている。

東大阪市上下水道局では「ひがしおおさか水道ビジョン2030」に基づき水道事業を進めており、その一つ一つの施策はSDGsとの関わりが深く、その中の一つに環境へ配慮した事業として、再生可能エネルギーの導入がある。

施策を取り巻く社会状況として、水道事業は、浄水設備の稼働や高所へのポンプ揚水のため多大な電力を要しており、全国の電力消費の約1%が水道事業のエネルギー消費となっている。そのことから、今後も事業者の責務として、再生可能エネルギーの利用向上を図ることが求められている。

その点も踏まえて、小水力発電を専門とする民間企業と連携して、発電時に二酸化炭素を排出しないマイクロ水力発電設備を水走配水場に導入することになった。

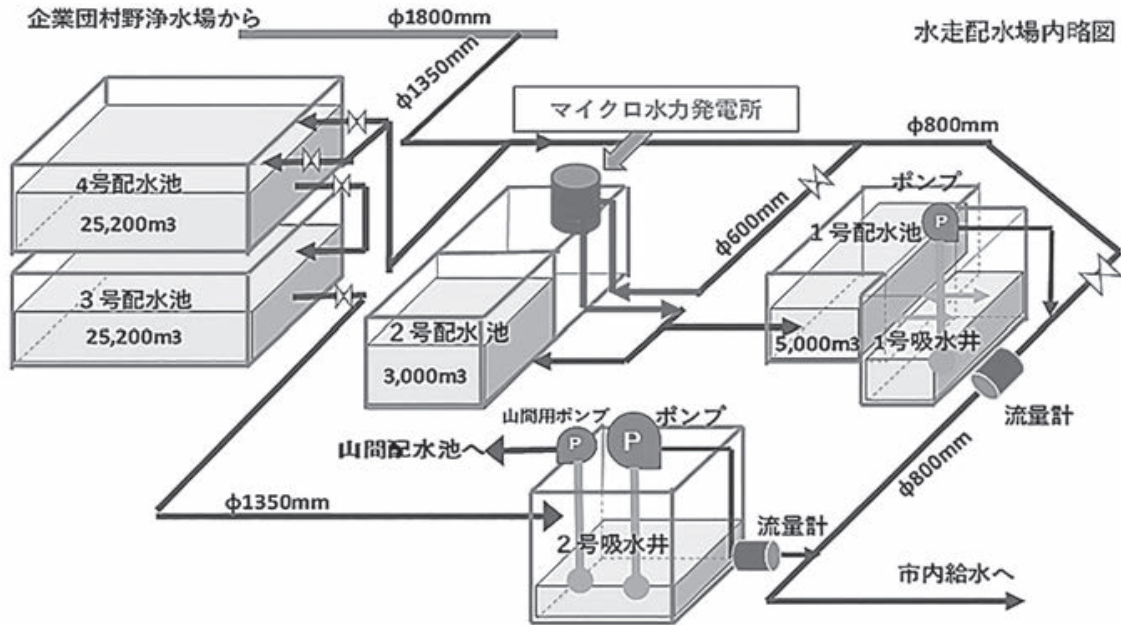
※マイクロ水力発電・・・水が落下する力を利用して発電用水車を回転させる発電方法。出力が1,000～10,000kW規模の水力発電は「小水力」、100～1,000kWは「ミニ水力」、100kW以下は「マイクロ水力」と分類されているが、近年では総称して「小水力発電」と呼ばれる場合が多い。ダムを利用した大規模な水力発電に比べ規模が小さく、河川、下水処理、農業用水のほか、高層ビル・学校・病院の排水、洗面台・トイレの洗浄水までも利用して発電できることから高いポテンシャルを秘めている。

2 事業概要



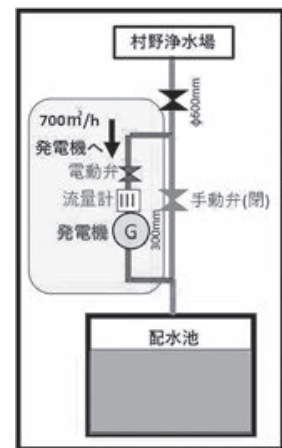
(1) 水走配水場への設置検討

水走配水場は、大阪広域水道企業団の村野浄水場から配水池に浄水を受水し、市内に配水しているが、この事業において、民間企業からの設備投資により、受水管（内径600mm）にマイクロ水力発電設備を取り付けることで、配水池へ流入する際の落差（水压）を利用して発電し、電力会社に売電した利益の一部と発電設備の土地使用料を東大阪市上下水道局の収益としている。



なお、発電設備スペースについては、場内配管が輻輳することからスペース確保に苦慮したが、既設配水池の一部を機能停止し、その上部を発電設備の設置スペースに活用することで課題の解決に至った。この結果、当事業は余剰水压を利用した再生可能エネルギー発電に、水需要の減少を見据えた施設ダウンサイジングを組み合わせた事例となった。

また、再生可能エネルギー導入で二酸化炭素の排出量を削減することにより、環境負荷の軽減も図られている。



(2) 発電設備の特長

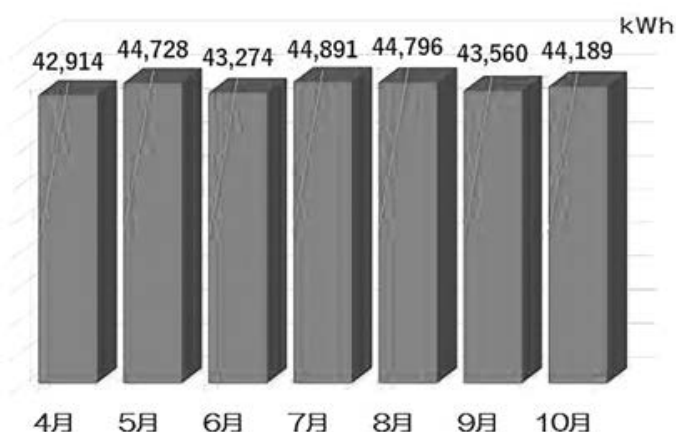
- ・水需要の減少により、廃止しても問題ないと判断された配水池を機能停止し、活用している。（上部に発電設備を設置）
- ・発電能力：57.5 kW × 1台（1時間当たり）
- ・最大使用水量：700m³ / h
- ・想定年間発電量：約48万 kWh（一般家庭の145軒に相当）
- ・二酸化炭素削減／年：約250トン
（甲子園球場5.5個分の面積の森林が1年間に吸収する二酸化炭素に相当）
- ・事業期間：20年間（令和3年4月～）

- ・事業方法：発電事業者との官民連携による事業

水道局が発電事業者にマイクロ水力発電設備を設置する場所を有償で貸し出し、当該システムの設置や維持管理に係る費用を発電事業者が全額負担し導入

3 発電予想と実績

- (1) 事業開始当初（令和3年度）の発電予想と実績



【実績】発電量（7か月）	308,352 kWh
【予想】発電量（7か月）	280,000 kWh
売電利益還元見込金額（12か月・事業者→市）	1,400,000 円

- (2) 令和3年度売電収入 約130万円（発電量実績 約50万 kWh）

4 マイクロ水力発電導入のメリットおよび留意点

- (1) メリット

- ・大規模な施設を必要とせず、省スペース・短期間で設置することが可能
- ・自然に発生している未利用エネルギー（余剰水圧）を活用するため二酸化炭素が発生せず、環境に配慮した発電である。
- ・水圧（落差）を利用するため、太陽光発電や風力発電とは違い天候に左右されず、常に一定の発電量が確保でき、発電効率（95%以上）が高い。
- ・売電収入の一部が還元金として雑収入になる。
- ・民間活力を利用した事業であり、発電事業者が設置経費、土地利用料（行政財産使用料）、固定資産税の費用負担と運用を行うことで、費用・運用に係る市・職員の負担なく導入が可能
- ・大規模水力発電と比較して、生態系へ影響を与える可能性が少ない。

- (2) 留意点

- ・太陽光や風力の利用とは違い、水利関係が発生する可能性が高く、法的手続きが必要と

なる場合が多い。

- ・流水（落差）がない場所では発電できず，流水エネルギー以上の発電はできないため，まとまった発電量の確保が難しい。
- ・川の流れを利用すると土砂や落ち葉などのごみを取り除くための頻繁なメンテナンスが必要になる。

5 今後の展望等

クリーンなエネルギーとして川や農業用水，砂防ダム，上下水道などの水を利用して発電する「マイクロ水力発電」が注目されており，民間と連携し，すでに多くの自治体で採用が広がっている。

東大阪市の本事業においても，民間活力を利用することで，市としての新たな負担を発生させることなく，マイクロ水力発電設備を導入でき，環境負荷の軽減が図られた。

現在の実績においても，想定以上に効率的な発電がなされており事業としての成果は出ているが，そのことに加えて，今後は本設備を応用した災害による長時間停電時の補助電源への切り替えや二次電池使用による市民への給電サービス等の応用的な活用を目指していくことにしている。

【参考資料等】

東大阪市提供資料

東大阪市ホームページ